

## 健康福祉常任委員会視察報告概要

- 1 視察日時 令和6年7月3日（水）  
午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 視察先及び視察事項
  - ・視察先 埼玉県越谷市
  - ・視察事項 こしがや「プラス保育」幼稚園事業について
- 3 参加委員  
委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈  
赤川 洋二 中井 めぐみ 大庭 祥照 山口 浩美 入沢 豊  
斎藤 由紀

### 4 視察の目的

越谷市では、「子どもたちが夢と希望を持って育ち、安心して子育てできるまちをつくる」を基本理念に「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な取組を進めている。その中でも、市独自の取組として、保育施設希望者にやさしい長時間預かり保育を行う私立幼稚園や認定こども園を「こしがや「プラス保育」幼稚園」に認定し支援している。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。

### 5 視察の概要

越谷市役所議会事務局会議室にて、島田越谷市議会議長の挨拶が行われた。その後、越谷市子ども家庭部保育入所課による「プラス保育」幼稚園事業についての概要説明と質疑応答が行われた。

### 6 概要説明

#### 【事業を開始したきっかけ】

越谷市では就学前児童数は減少する一方で、保育需要は高いまま推移していたものの、幼稚園利用者数については減少傾向にあった。事業開始前は、待機児童のほとんどが0～2歳児に集中していたため、0～2歳児については機動性の高い事業である小規模保育事業所の増設を集中的に進めることで対応した。

しかし、小規模保育事業所等は、0～2歳児の保育に特化しており、保育内容の支援や卒園後の受け皿を担う保育所や幼稚園といった連携施設の確保が義務付けられていた。また、保育園は自施設の持ち上がり児童でほぼ3歳児の枠が埋まってしまうこともあり、卒園後の受け皿確保が課題となった。

そこで、まずは小規模保育事業所をはじめとした地域型保育事業所の連携施設になってもらうことなどを幼稚園へ相談し、3歳児以降の保育需要の受け皿の一翼を担っても

らうため、条件を満たす長時間預かりを行う幼稚園等を、こしがや「プラス保育」幼稚園と認定し、財政的支援を行う、こしがや「プラス保育」幼稚園事業を開始した。

### 【「プラス保育」幼稚園の内容】

8時以前から18時以降まで開園のため、仕事等によるある程度長時間の預かりにも対応しており、プラス保育枠の8時から18時までの預かり保育料は「450円/日」で施設等利用給付（預かり保育）と同額にすることで、自己負担なく実質無料とした。また、各種費用、平日参加が求められる機会、休園日等の気になる情報を「保育施設ガイド」で公表することで、利用者からの見える化を実現している。

### 【保護者・幼稚園・市への効果】

#### 利用者への効果

定額で預かり保育を幼稚園で受けられることで、毎月の幼稚園の保育料等の費用は、保育所等と差が少なくなるため、経済的負担を軽減できる。

保育所等を希望する保護者が幼稚園を選択しやすくなり、預け先の確保が容易となることから、「待機児童となってしまうのではないか」という不安を解消できる。

#### 幼稚園への効果

事業を実施した場合、基本事業だけの場合は現状の収入とあまり変わらないが、各種加算の適用を受ければ、その分だけ収入が増える。

保育所等の希望者の一部が幼稚園を選択するようになるため、結果として入園率の向上が期待できる。

勤務する幼稚園教諭が自身の子を越谷市内の保育所等に預けたい場合、利用調整指数が保育士並みに加算されるなど、幼稚園教諭確保につなげられる。

#### 市への効果

3～5歳児で大きな保育受入枠（令和6年度で1,018人分）が確保できる。

既存の社会資源である幼稚園を有効活用することができるため、費用対効果が高い。具体的には、新たな保育所等を整備しないで済むことから、整備費及び運営費が大幅に抑制できる。

地域型保育事業所（0～2歳児が入所）を創設する土壌を整備できる。

### 【プラス保育を利用できる条件】

- ・越谷市民の3歳児～5歳児
- ・施設等利用給付の「新2号認定」を受けており、「保育が必要な事由」が原則として、就労・就労内定・就学のいずれかに該当すること
- ・3か月以上継続して預かり保育を利用すること
- ※「病気、障害」や「病人の看護等」の要件は原則として対象外
- また、産前産後休暇中や育児休業中の場合は対象外
- ※同居の65歳未満の保護者の父母が無職の場合は対象外（病気等で保育できない場合は除く）
- ※「プラス保育枠」には定員があり、定員を超えた場合は各園で選考を実施

### 【今後の課題】

- ・より保育園に近い長時間かつ開園日の多い預かりを行っていただけるよう、実施園との協議を行っていく
- ・当該事業を利用する児童の保護者らの声を聞き、より使い勝手の良い事業となるよう努める
- ・市の独自事業であることから、少子化対策の一環として、さらなる当該事業のPRに取り組み、子育て世代人口と就学前児童の増加に努める

## 7 質疑応答

質疑：待機児童4名は受け皿が不足しているエリアで発生したものなのか。それとも、年齢による受け入れ困難で発生したものなのか。

応答：今年度発生した待機児童は、年齢でいうと全て1歳児であり、年齢的なものもあるが、希望していた園が少なかったことも待機児童となった理由の一つと考える。

質疑：「プラス保育」幼稚園事業の予算はどれほどか。

応答：決算額でいうと、令和4年度については、約1億2,000万円である。このうち、およそ国が30%、県が30%、市が40%の負担をしている。なので、市の負担は約4,800万円になる。

質疑：各幼稚園の事情を調整すると思うが、幼稚園が対応できないものは何があるのか。

応答：例でいうと、幼稚園なので教育に力を入れており、保育までは園の方針でやっていないという園もあるようだ。また、職員の確保が難しく対応できないといった園もあるようだ。

質疑：市が定めた条件を満たす長時間預かり保育を行う私立幼稚園等を、こしがや「プラス保育」幼稚園に認定するということだが、参加を希望してきた幼稚園の中で、市が認定しなかったケースはあるのか。

応答：事前に園と必要事項を満たしているか調整しており、認定しなかった事例は今のところない。

質疑：基本的に幼稚園は県の管轄で、保育園は市が管轄していると思うが、中核市になったことで、そういった垣根は変わったのだろうか。

応答：幼稚園については、県が引き続き認可の権限等をもっているので、あまり変わっていないと感じる。中核市になったからというよりは、むしろ、「プラス保育」幼稚園事業を始めたことで、幼稚園と市の関係は密になったように感じる。

質疑：預かり保育の中で、市から幼稚園に何かカリキュラムの実施を求めているのか。

応答：幼稚園に任せており、求めているカリキュラムはない。

質疑：「プラス保育」幼稚園事業で待機児童をかなり減らしたということだが、この事業以外で待機児童減少の効果を上げているものはあるのか。

応答：小規模保育事業所を集中的に短期間でたくさんつくったことも大きいと考えている。また、幼稚園にも認定こども園になってもらい、1，2歳児も預かってもらうことで、低年齢児の受入先を増やしたことも一因と考えている。

質疑：少子化により子供の受け入れが減っていく中で、事業者からの「プラス保育」幼稚園事業に対する反応はどういったものなのか。

応答：少子化の中でも、保育を受け入れることで、職員を減らすことなく運営でき、市からの財政的な支援もあるので、反応は良いと感じており、市としても待機児童の解消につながりお互いにとって良い影響を与えていると思う。

## 8 委員長所感

本市において多くの待機児童数の課題がある中、「プラス保育」幼稚園事業は、子どもの預け先の選択肢が広がり、保育所等の入所を希望する保護者にとって有益な事業だと感じた。少子化の流れが進み、幼稚園の健全な経営が危惧される昨今、この事業が幼稚園経営を支える一助にもなっていること、また勤務する幼稚園教諭が自身の子を越谷市内の保育所等に預けたい場合に利用調整指数を保育士並みに加算するなど、幼稚園教諭の確保にも工夫をしている点も参考になった。予算の面では、国や県の補助金を活用し、市では全体の40%である4,800万円の予算を出しているが、当該事業のPRにも取り組んでおり、子育て世代人口と就学前児童の増加にも努めている点も参考になった。

## 健康福祉常任委員会視察報告概要

- 1 視察日時 令和6年7月4日（木）  
午前9時30分から午前11時まで
- 2 視察先及び視察事項
  - ・視察先 宮城県仙台市
  - ・視察事項 子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー派遣）について
- 3 参加委員  
委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈  
赤川 洋二 中井 めぐみ 大庭 祥照 山口 浩美 入沢 豊  
斎藤 由紀（オンライン）

### 4 視察の目的

仙台市では、「子どもたちがすこやかに育つまち」「子育てのよろこびを実感できるまち」を基本理念に「仙台市すこやか子育てプラン2020」を策定し、様々な取組を進めている。その中でも、妊娠中や出産後、体調不良等により家事や育児が困難な家庭等に対し、育児ヘルパーを派遣して生活の手伝いを行う「子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー派遣）」に取り組んでいる。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。

### 5 視察の概要

仙台市役所会議室にて、仙台市議会事務局調査課渡邊調査係長の挨拶が行われた。その後、仙台市こども若者局こども家庭保健課による子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルパー派遣）についての概要説明と質疑応答が行われた。

### 6 概要説明

#### 【事業の目的】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員（育児ヘルパー）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

#### 【事業の対象者】

- ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

- ・若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・その他、事業の目的を鑑みて、仙台市が本事業による支援が必要と認めた家庭(支援を要するヤングケアラー等)

### 【実施内容】

- ・家事支援（食事の準備・後片付け、買い物、掃除など）
- ・育児支援（授乳、おむつ交換、沐浴の手伝いなど）
- ・育児の相談助言など
- ・利用料・・・生活保護世帯、市民税非課税世帯0円/時間  
上記以外の世帯600円/時間

### 【これまでの経緯】

○平成13年7月

産後ヘルプサービス事業開始

- ・出産後の体調不良等のために家事や育児が困難な産褥期の母親(核家族などで昼間に産褥婦及び乳児を介助するものがない家庭に限る)
- ・利用回数10回以内(多胎は15回以内)、1日1回、1回に1時間以上4時間以内
- ・利用期間：退院後1か月以内

○平成17年4月～

育児ヘルプ家庭訪問事業開始（産後ヘルプサービス事業を吸収・拡大）

- ・利用期間を出産後6か月までに拡充

○平成30年4月～

- ・利用期間を6か月から1年に拡充
- ・利用回数を10回以内(多胎は15回以内)から20回以内(多胎は30回以内)に拡充

○令和6年4月～

子育て世帯訪問支援事業開始（児童福祉法改正に伴う名称変更）

### 【利用までの流れ】

- ・初回

①市民が各区・各総合支所の窓口に相談・申請(電子申請可)

②各区職員が市民へ電話連絡し、利用開始日や希望する支援内容等を聞き取り

③各区職員が事業所へ連絡し、利用調整

④各区から市民及び事業所あて利用決定通知発出

⑤利用開始

※日程変更、キャンセルは直接市民から事業所へ連絡

※①～④までおおむね数日～1週間程度を要する

- ・2回目以降

変更事項がない限り市民と事業所が直接調整する

### 【委託事業者】

- ①介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
  - ②同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス事業者
  - ③前各号の事業者と同等のサービスを提供できると仙台市が認めた事業者
- ※有資格者の他、産後ドゥーラ(民間資格)

### 【課題・改善点】

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として当該事業が位置づけられ、事業の充実が求められている。

- ・利用回数、利用可能年齢の拡充の検討
- ・受け皿の確保と、そのために事業者に支払う委託料の増額の検討
- ・事業者からの報告の電子化

## 7 質疑応答

質疑：利用者と事業者の相性が合わなかった場合、市役所に相談して事業者を変更してもらうことは可能なのか。

応答：事情は様々あると思うが、利用を開始してから事業者との相性が合わなかった場合、区役所に相談いただき、区役所から同じ事業所内で別のヘルパーに変更するのか、事業所自体を変更するのかを検討の上、変更することはある。

質疑：ヘルパーの人数は総数でどれほど必要になるのか。

応答：すべての事業所が育児ヘルパーのみを行っているわけではなく、他の福祉事業も並行して行っている事業者もいるので、具体的な数字は分からない。

質疑：この事業は国や県も費用負担していると思うが、市はどれほど負担しているのか。

応答：市は3分の1の負担である。

質疑：障害を抱えている人の場合はこの制度を利用できるのか。

応答：障害者手帳を持っている場合は障害福祉サービスを利用すると思うが、障害者手帳を取得するまでの間は、この制度を利用していると思う。

質疑：利用者のうちどれくらいが電子申請を利用しているのか。

応答：昨年からは電子申請を開始したばかりで、割合を計上できていないが、先月確認したときには300件近くが電子申請されていたと記憶している。

質疑：1年間を超えて利用したいという人はいないのか。

応答：原則は1年間なので、それを超える場合は保育所の一時預かりであったり、別の制度を案内しているが、事情やむを得ない場合は、個別で対応している。

質疑：ヤングケアラーが申請してくることはあるのか。

応答：当市ではその事例はない。しかし、ヤングケアラーの代替サービスとして、この育児ヘルパーの制度が使えるのか検討しているところである。

質疑：利用するまでの流れで、利用者から事業者の希望等されないのか。

応答：希望されることはあるので、なるべく意に添うように対応できるよう努めている。

質疑：外国人利用者はどれほどいるのかだろうか。

応答：利用者数自体は多くはないが、外国人利用者はいる。しかし、母国語しか話せない方については、事業者での対応が難しい面もある。

## 8 委員長所感

親族との付き合いや地域のつながりの希薄化が進む中、子育てで不安を抱える家庭が増えている。特に乳幼児期において、子育ての不安や負担に悩む家庭にとって本事業は、家庭の養育環境を整えるとともに、虐待リスクの低減にもつながっている。

また、ヤングケアラーのいる家庭に支援員が訪問し、負担軽減ができる点も注目に値すると感じました。所沢市においてもファミリーサポート事業やひとり親家庭等日常支援事業を実施しているが、乳幼児を抱える家庭に対し、市民サービス拡充の観点で有益な事業だと感じた。申請方法では、スマートフォンなどが普及している現在において、6月の確認時点で300件近くの電子申請がされており、申請方法においても参考になった。社会的にも人材不足がある中、当該事業の受け皿となる事業者の確保と委託料増額の課題も見え、大変参考になった。

## 健康福祉常任委員会視察報告概要

1 視察日時 令和6年7月5日（金）  
午前9時30分から正午まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 北海道函館市
- ・視察事項 放課後児童クラブの利用料軽減の取組  
はこだてみらい館、はこだてキッズプラザ（現地視察も含む）

3 参加委員

委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈  
赤川 洋二 中井 めぐみ 大庭 祥照 山口 浩美 入沢 豊  
斎藤 由紀（オンライン）

4 視察の目的

函館市では、「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」を基本理念に、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な取組を進めており、その中でも、放課後児童クラブを利用する児童の利用料の軽減に取り組んでいる。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。

5 視察の概要

函館市役所会議室にて、初めに函館市議会事務局中村次長の挨拶が行われた。その後、函館市子ども未来部子ども健やか育成課及び経済部商業振興課による概要説明があり、質疑応答が行われた。続いて、はこだてみらい館、はこだてキッズプラザの現地視察を行った。

6 函館市放課後児童クラブ利用料軽減について

### 【概要】

放課後児童クラブ利用者の負担軽減を図るため、函館市からの委託を受ける放課後児童クラブに在籍し、かつ、函館市内の小学校に就学している児童を対象に、事業者が保護者から徴収する利用料を軽減するための経費を、委託料に加算する。

委託料加算額（年額）：72,000円×当該年度の4月1日現在の利用児童数  
※6,000円×12か月

### 【経緯】

平成27年4月に施行した「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」における人員配置基準等の厳格化により、運営経費の増加に加え、

保護者負担額の増加がみられたことから、保護者の負担軽減を図るため、負担総額を10,000円以下に抑える考え方のもと、当時の平均負担額（12,100円※おやつ代等含む）との差額分として2,000円の軽減が同年7月に導入された。

令和元年度において、保護者の負担をさらに軽減するため、3か年で利用料軽減額を基本利用料（10,000円）の半額にあたる5,000円まで拡充させることを計画し、令和元年度に3,000円、2年度に4,000円、3年度に5,000円の軽減を図った。

令和5年度には、利用料の平均月額が12,000円程度となったことを受け、利用料軽減額を6,000円に引き上げた。

### 【放課後児童クラブ利用者数の推移】

(単位：人)

H27	H28	H29	H30	R1
1,782	1,967	2,147	2,261	2,350
R2	R3	R4	R5	R6
2,452	2,488	2,648	2,714	2,876

## 7 はこだてみらい館、はこだてキッズプラザ

### 【経緯】

#### ①設置経緯

前市長(H23.4～R5.4)の政策の一つである「駅前市有地での民間商業施設と子どもおもしろ館、キッズセンターなど公共施設合築による集客施設の建設」に基づき、施設整備の検討を開始した。

その後、「函館市中心市街地活性化基本計画（計画期間：H25～H29）」において、低利用化・老朽化が著しい和光ビルを含む街区を一体的に再開発し、商業施設、集合住宅、子育て世代活動支援施設等を整備することにより、街区の機能更新、高度利用に併せ、中心市街地全体への波及効果を生み出すとともに、多くの利用者が見込まれる子育て世代活動支援施設や、街なか居住に寄与する集合住宅を整備するため、「函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業」を行うこととなり、中心市街地の活性化をより効果的に推進するため、当該事業で建設する再開発ビル内に当該公共施設整備することとし、平成28年10月15日に「はこだてみらい館」および「はこだてキッズプラザ」を開設した。

### 【設置の目的】

- ・はこだてみらい館

市民および観光客に対して先端的な技術を活用すること、その他の創意工夫を生かした体験および交流の場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図ることを目的としている。

施設面積 1, 325. 09㎡  
 施設の内容 多目的ホール（457㎡）、シアター（117㎡）、テラス（115㎡）、ラボラトリー（53㎡）、360スタジオ（27㎡）ほか  
 開館時間 10:00～20:00  
 休館日 年末年始（12月31日～1月1日）、毎月第2水曜日

・はこだてキッズプラザ

子どもおよびその保護者に対して遊びを通じて交流する場および子育てを支援する場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図ることを目的としている。

施設面積 1, 203. 22㎡  
 施設の内容 プレイグラウンド（596㎡）、乳幼児コーナー（61㎡）、託児室（44㎡）、授乳・おむつ替え室（18㎡）、相談室（16㎡）ほか  
 開館時間 10:00～18:00  
 休館日 年末年始（12月31日～1月1日）、毎月第2水曜日

【利用料】

はこだてみらい館

区分	入館料			
	個人	20人以上の団体	3箇月券	6箇月券
一般生徒児童	300円	240円	900円	1,500円
(共通券)	(250円)	—	(800円)	(1,400円)
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) その他市長が特に認める者			

はこだてキッズプラザ

区分	入場料			託児施設
	個人	3箇月券	6箇月券	
子ども	300円	900円	1,500円	子ども1人につき1時間までごとに600円 (超過時間30分までごとに600円)
(共通券)	(250円)	(800円)	(1,400円)	
保護者付添人	100円	300円	1,500円	
(共通券)	(50円)	(200円)	(400円)	
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 生後6月に達しない者 (2) その他市長が特に認める者			

8 質疑応答

【放課後児童クラブ利用料の軽減について】

質疑：放課後児童クラブが69施設あるということだが、エリアごとに満遍なく設置されているのか。

応答：子供の数が少ない地域もあるので、放課後児童クラブがないというエリアもある。

質疑：放課後児童クラブの利用料を軽減するに当たり、市の費用負担はどれほどか。

応答：費用のうち国が3分の1、道が3分の1、市が3分の1を負担している。

質疑：放課後児童クラブの保留児童はいるのだろうか。

応答：今年は保留児童が2人いる。

質疑：学校施設や民家を利用しているとのことだが、民家の利用とはどういったものか。また、学校施設を使っている放課後児童クラブはどれほどあるのか。

応答：民家は事業者が見つけて利用しており、学校施設はおよそ16か所が利用している。

質疑：平均月額12,000円で、そのうち半分の6,000円を市が負担しているとのことだが、保護者の負担は6,000円になるのか。

応答：基本利用料の半分を使用者が負担しているが、そのほかに教材費、おやつ代、保険料等が上乗せされるので、実際は6,000円より多く負担していると思う。

#### 【はこだてみらい館、はこだてキッズプラザ】

質疑：年間6万人ほどの利用者数があるとのことだが、目指している利用者数はあるのか。

応答：もともと、12万人の利用者を想定しているところだが、体験型のはこだてキッズプラザとは異なり、はこだてみらい館はリピートの利用者がなかなか増えないところである。

### 9 委員長所感

本市において放課後児童クラブは、待機児童等の課題があるとともに、ここ数年の物価高で子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増している。本事業においては、国や道の補助金を活用して数年間かけて徐々に保護者の負担額を減らし、基本利用料（10,000円）の半額の5,000円まで保護者の負担軽減を図っており参考になった。

交通の便のよい同一建物内にある「はこだてみらい館」と「はこだてキッズプラザ」は、先端技術を活用した体験と交流の場や屋内で体を使い楽しめる遊具があり、本市の「こどもと福祉の未来館」の充実の観点で参考になった。特に「はこだてみらい館」の巨大精細LEDディスプレイ「メディアウォール」は、様々なコンテンツやイベントがあり、体験と交流の場になっているが、費用対効果の上で検討の必要性も感じた。